

学校におけるリスクに関する現場実態調査と eラーニング教材開発

田上正範[†]、島善信^{††}、中西修一^{††}、一色正彦^{†††}
山本敏幸^{††††}、阿部弘光^{††††}

本事業の目的は、学校組織のリスクマネジメントという観点から、大阪の学校現場における現状と課題の整理並びに問題解決のための実証的研究を行い、学校組織のリスクマネジメント力を高めるための教育プログラムを開発するとともに、現職教員研修及び教員養成カリキュラムに組み込んでいくものである。この事業の一つとして、学校現場における危機対応（リスク）状況を把握するために、大阪府内の全公立学校を対象にWebアンケート調査を実施、教育委員会や校長会の協力を得て479校からの回答を得た。回答データから重要度の高いリスクグループを特定し、そのグループを中心にeラーニング教材を開発した。

A Report on Results of the Fact-Finding Survey for Risks at K-12 Schools and the Development of e-Learning Contents for the K-12 Risk Management

MASANORI TAGAMI[†] YOSHINOBU SHIMA^{††}
SHUICHI NAKANISHI^{††} MASAHIKO ISSHIKI^{†††}
TOSHIYUKI YAMAMOTO^{††††} HIROMITSU ABE^{††††}

The purpose of this project is for the development of e-Learning contents for the K-12 risk management targeted at teachers as well as administrators based on the results of the fact-finding survey for risks at K-12 schools in the Osaka school district. The developed e-Learning contents are for enhancing the awareness of risk management among teachers as well as pre-service teachers throughout the school curriculum. A part of this project included a web survey to all public schools in the Osaka Prefecture, including K-12 schools at risk. Over four-hundred seventy-nine schools participated in the web survey through the members of the Board of Education and the Principal Committee. Based on the results of the survey, the items with very high risks were identified, which constituted the major points in the development of the e-Learning contents.

1. はじめに *

「学校の役割とは何でしょう？」この問いかけから、本事業がスタートした。学校は、子どもの健やかな成長を図る教育活動の場であり、その最も大切な教育活動の一つが授業である。このことができなければ、学校は学校の責任を果たすことができなくなる。だから、安全で安心して子どもが学習できる環境を作り出すことが基本である、と考へ、学校組織のリスクマネジメントという観点に注目した。

大阪教育大学では、平成19年度に、「学校組織の危機対応教育プログラムの開発」1を目指した取り組みが、専門職大学院等教育推進プログラムの一環として文部科学省に採択された。事業の目的は、学校組織のリスクマネジメントという観点から、大阪の学校現場における現状と課題の整理並びに問題解決のための実証的研究を行い、学校組織のリスクマネジメント力を高めるための教育プログラムを開発するとともに、現職教員研修及び教員養成カリキュラムに組み込んでいくものである。主となる3つの具体的取り組みを図1に示す。

取組Ⅰ：実態調査	～府内全公立学校対象のアンケート*	*本稿の対象
取組Ⅱ：研修の実施	～教員養成カリキュラム授業、現職教員研修	
取組Ⅲ：教材開発	～研修用ビデオ(DVD)、基礎理解の自己啓発用(eラーニング)*	

図1 「学校組織の危機対応教育プログラムの開発」事業の取り組み内容との関係

本稿では、図1の取り組みの中から、実態調査として、学校現場の視点からのリスク状況を把握するために、大阪府内の全公立学校を対象に行ったWebアンケート調査(2章)と、教材開発として、基礎理解の自己啓発用に開発したeラーニング(3章)についてまとめる。

1.1...学校組織のリスクマネジメントに対する考え方

この事業では、学校が危機的な状況に陥ると、児童・生徒が落ち着いて教育を受ける環境が悪化したり、学校の教育機能が著しく低下したりする。これを学校現場にお

*† 田上教育企画
Tagami Education Plan
†† 大阪教育大学
Osaka Kyoiku University
††† パナソニックラーニングシステムズ株式会社
Panasonic Learning Systems Co. Ltd..
†††† 金沢工業大学
Kanazawa Institute of Technology

けるリスクと位置づけた。リスクによる被害を最小限にとどめるためには、対応を誤らないことが大切であり、この適切な一連の対応のことをリスクマネジメントと定義した。具体的には、予測・予知、防止・回避、対処・拡大防止、再発防止などの段階がある。

1.2...推進体制の特徴

本事業の推進体制の特徴を、図2に示す。

ここ数年間、大阪教育大学では、大阪府教育委員会をはじめ、府内の各教育委員会との間で連携を培ってきており、平成20年度から教育委員会との交流人事を進めた。本事業の推進にあたり、教育委員会や学校等、関係者からあらゆる段階で熱心な協力を受けることができたことが特徴の1つである。

また、企業でのリスク分析に実績のあるパナソニック株式会社及びその関連会社との連携のもと、協働開発というスタイルで推進したことが、短期間の開発を実現できた特徴の1つである。特記として、図2に示す「カスタマイズ提供」とは、Ⅰ)民間企業内で実施した実績(=ノウハウ)をもつ企業が、Ⅱ)学校(大学)側のニーズを収集し、Ⅲ)最適な提案を提供することを示す。

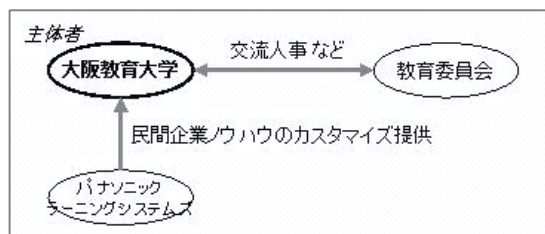


図2 推進体制の特徴

2. Web アンケート調査

学校現場のリスク状況を把握のために、大阪府内の全公立学校を対象に、教育委員会や校長会の協力を得て、Web アンケートを調査を実施した。

2.1...実施概要

実施期間：(第1回)平成20年2月25日～5月30日 *政令指定市を除く
(第2回)平成20年10月17日～11月28日 *政令指定市
調査対象：大阪府内公立学校
依頼方法：各教育委員会を通じて依頼文書を各学校へ送付
回答環境：インターネット上のWebサイト

<https://www.co321.com/s-lms2/wbt/001.jsp>

回答方法：無記名式の匿名性(ログイン方法等の詳細は依頼文書で連絡)
選択及び記述式で入力

なお、政令指定都市とは、大阪市と堺市を示す。

2.2...リスク項目の選定

調査の対象となるリスク項目の選定は、平成19年度に形成したワーキンググループによって、数ヶ月をかけて、関係する専門家との意見交換を繰り返し、入念に行った。

考え方として、学校が安全で安心して教育活動に専念するためには、児童・生徒、保護者、地域の人々と信頼関係を築くことが基本であり、学校を取り巻く環境が崩れないように日常から留意することが重要として取り組んだ。

はじめに企業で実績のあるパナソニック株式会社のリスク項目を題材とし、公立学校への置き換えた場合を想定し、リスク項目の選定を進めた。その結果、表1に示すように、6分野45項目を選定した。なお、45の具体的なリスク項目は、後述する調査結果(表3,表5)を参照されたい。

分野名	項目 No. (項目数)
1) 学校災害・事故リスク	No. 1～No. 11 (11項目)
2) 学校外からのクレーム等への対応リスク	No. 12～No. 17 (6項目)
3) 教育活動や指導に伴うリスク	No. 18～No. 29 (12項目)
4) 学校管理や組織・システム、情報管理上のリスク	No. 30～No. 35 (6項目)
5) 教職員が加害者または当事者となるリスク	No. 36～No. 39 (4項目)
6) その他のリスク	No. 40～No. 45 (6項目)

表1 リスク項目(6分野45項目)

2.3...調査結果.

関係機関の協力を得て、回答数479校の結果を得た。調査結果を以下に示す。

(1) 回答者の属性

表2が示しているように本調査の学校を所管している自治体に関しては、大阪府が最も多く109校あり、全体の22.76%を示している。その次に、大阪市69校、堺市35校と続いている。

設問：あなたの学校を所管している自治体を、以下の例を参考に記述してください。

参考例：大阪府、大阪市、堺市、豊野町、千早赤阪村

自治体名	〈度数〉 回答数	%	累積%
大阪府	109	22.76%	22.76%
大阪市	69	14.41%	37.16%
堺市	35	7.31%	44.47%
吹田市	29	6.05%	50.52%
枚方市	26	5.43%	55.95%
高槻市	20	4.18%	60.13%
東大阪市	15	3.13%	63.26%
河内長野市	13	2.71%	65.97%
摂津市	13	2.71%	68.68%
柏原市	12	2.51%	71.19%
門真市	12	2.51%	73.70%
和泉市	10	2.09%	75.78%
箕面市	9	1.88%	77.66%
池田市	8	1.67%	79.33%
富田林市	6	1.25%	80.58%
泉佐野市	6	1.25%	81.84%
寝屋川市	5	1.04%	82.88%
貝塚市	5	1.04%	83.92%
松原市	5	1.04%	84.97%
茨木市	5	1.04%	86.01%
豊中市	5	1.04%	87.06%
羽曳野市	4	0.84%	87.89%
藤井寺市	4	0.84%	88.73%
阪南市	4	0.84%	89.56%
四條畷市	4	0.84%	90.40%
大東市	4	0.84%	91.23%
豊能町	4	0.84%	92.07%
大阪狭山市	3	0.63%	92.69%
高石市	3	0.63%	93.32%
泉南市	3	0.63%	93.95%
忠岡町	3	0.63%	94.57%
岬町	3	0.63%	95.20%
岸和田市	2	0.42%	95.62%
島本町	2	0.42%	96.03%
河南町	2	0.42%	96.45%
能取町	2	0.42%	96.87%
千早赤阪村	2	0.42%	97.29%
泉大津市	1	0.21%	97.49%
能勢町	1	0.21%	97.70%
田尻町	1	0.21%	97.91%
交野市	1	0.21%	98.12%
八尾市	1	0.21%	98.33%
守口市	1	0.21%	98.33%
太子町	1	0.21%	98.33%
〈無記入〉	8	1.67%	100.00%
計	479	100%	100%

表 2 回答者の属性 (学校の所管している自治体)

図3が示しているように本調査の学校の校種に関しては、公立小学校が最も多い、265校あり、全体の55.32%を占めている。その次、公立中学校は133校あり、全体の27.77%を占めている。

設問：あなたが現在勤務している学校を選択してください。

次に、回答者の役職について尋ねたところ、校長が115人あり、全体の24.01%を占めている。教頭と回答した人は最も多く308人あり、全体の64.30%、首席(主幹教諭)と回答した人は13人あり、全体の2.71%を占めている。

設問：あなたの役職を選択してください。

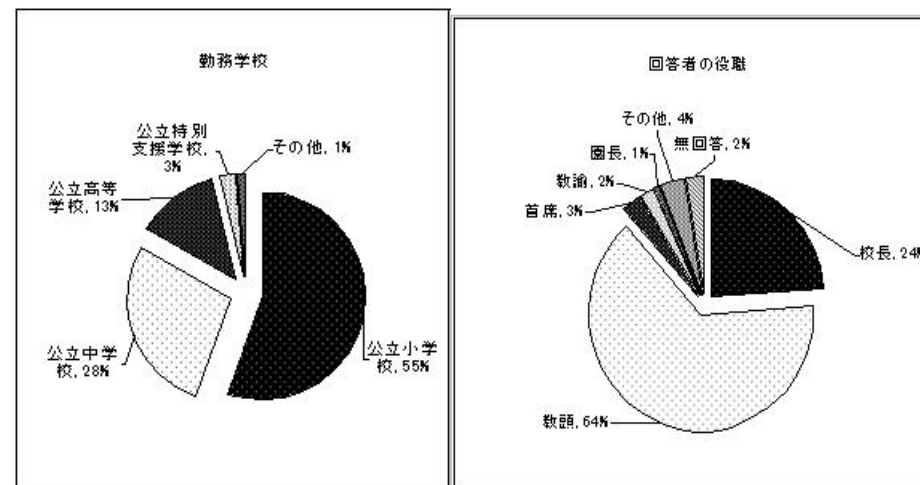


図 3 回答者の属性 (勤務学校、役職)、N=479

なお、回答者の役職にある「首席」は学校教育法の「主幹教諭」を示す

属性情報として、ほかに「大学・専門学校への進学者と就職者の比率」「教職員数(非常勤を除く)」尋ねたが、本稿では省略する。(詳細は参考文献1を参照ください)

(2) 発生頻度の度数分布

45のリスク項目の過去3年間の発生頻度について、回答の分布を調べるため、度数分布を取った。その結果を表3に示す。

項目	0回	年に1回	学期に1回	月に1回	それ以上	合計
1)不審者の校内侵入	396	64	14	2	1	477
2)外部の者による物品盗難	387	71	7	1	0	466
3)外部の者による器物破損	254	167	24	2	4	451
4)感染症の発生	230	193	39	8	4	474
5)学校給食による食中毒	440	4	0	0	0	444
6)学校給食への異物混入	285	101	38	1	0	425
7)学校火災	460	17	0	0	0	477
8)自然災害(地震など)	399	70	2	0	1	472
9)自然災害(台風、暴風雨、洪水など)	242	220	9	0	0	471
10)施設・設備の壊破(予告を含む)	472	2	0	0	0	474
11)修学旅行関連(旅行先の事件、疫病、天災、旅行中の交通障害などを含む)	456	21	0	0	0	477
12)保護者等からの苦情(学校指導や授業などの日常的な指導に対して)	25	129	210	74	37	475
13)保護者等からの苦情(事件・事故の被害を受けた子どもへの対応に対して)	164	198	86	18	8	474
14)保護者等からの苦情(問題行動等を起こした子どもの指導に対して)	102	175	143	31	16	467
15)地域住民からの苦情(学校施設や登下校中の子どもに対して)	45	176	186	47	22	476
16)外部からの苦情・告発(教職員の個人的な問題に対して)	306	135	32	1	1	475
17)外部の人による威力業務妨害等	431	35	1	1	0	468
18)授業中の事故(体育、理科実験など)	151	161	107	45	11	475
19)授業中の事故(特別支援教育に關連して)	397	47	19	5	0	468
20)特別活動中の事故(学芸祭、文化祭などの校内行事)	312	138	20	2	1	473
21)特別活動中の事故(校外学習、修学旅行などの校外行事)	344	125	5	0	0	474
22)部活動中の事故(対外試合への引率を含む)	283	90	59	25	7	464
23)直接指導していない時の事故(休み時間や放課後等)	112	138	137	56	28	471
24)子どもによる暴力行為(対教師、子ども間)	184	134	110	37	11	476
25)人権侵害事象(いじめ事象を含む)	123	254	93	3	2	475
26)インターネットを通じた人権侵害、トラブル	303	126	42	4	1	476
27)出会い系サイトなどを通じた事故	434	40	1	0	0	475
28)校内での盗難(教室、職員室、部室など)	249	131	69	16	2	467
29)教職員、部活動指導者等による体罰事件	414	53	3	0	0	470
30)金銭事故(業者、給食費などの学校徴収金など)	436	33	6	0	1	476
31)個人情報等の流出(自宅コンピュータからの情報流出、電磁媒体の紛失を含む)	446	29	0	0	0	475
32)施設・設備の老朽化等による事故(整備・保守不良を含む)	386	64	15	8	0	473
33)校内組織内の不調・破綻(校長と教員の意思疎通、情報伝達)	384	67	15	1	0	467
34)学校と教育委員会との連携等の不調	430	33	5	1	0	469
35)事件・事故に關連した報道・マスコミ対応	413	56	1	1	0	471
36)犯罪行為(わいせつ事件を含む)	447	23	4	0	0	474
37)交通事故(加害、被害、飲酒運転を含む)	314	138	11	0	0	463
38)いじめ・いじめ以外事件(教師間、子ども、PTAなど)	451	24	0	0	0	475
39)無断欠勤、失職等	460	12	1	0	0	473
40)登下校中の事件・事故(交通事故、不審者被害など)	154	214	98	9	1	476
41)休業中、長期休業中等の子ども事件・事故	294	150	25	0	1	470
42)子どもの自殺(予告、未遂を含む)	450	21	1	0	1	473
43)子どもの無断外泊、家出等の問題行動	256	131	64	8	9	468
44)児童虐待	228	214	22	1	3	468
45)薬物乱用	466	7	0	0	0	473

表 3 各リスク項目の発生頻度

(3) リスク項目の重要度評価 (グループ分け)

リスクの発生頻度を表 4 のような発生頻度 (年間) に読み替えた。なお、「5. それ以上」は確定しにくいので、年に 20 回程度に設定した。例えば「項目 1」不審者の校内侵入」の発生頻度は、(年間) = $396 \times 0 + 64 \times 1 + 14 \times 3 + 2 \times 12 + 1 \times 20 = 150$ (回) となる。

選択肢	読み替え	発生頻度 (年間) の計算方法
1. 0 回	年に 0 回	0
2. 年に 1 回程度	年に 1 回程度	度数×1
3. 学期に 1 回程度	年に 3 回程度	度数×3
4. 月に 1 回程度	年に 12 回程度	度数×12
5. それ以上	年に 20 回程度	度数×20

表 4 発生頻度 (年間) への読み替え

最後の質問として、45 のリスク項目の中から、回答者にとって、解決することが最も難しいと思うリスクの項目を尋ねた。その集計結果 (度数) を各リスク項目に対する「解決困難度」と定義した。

設問: 上記 45 項目の中で、あなたにとって、解決することが最も難しいと思うリス

クの項目を、3 つあげてください。

なお、特定できない回答について、重み付で計算した。「重み」は、例えば、(記述式) 回答に「不審者」と記載の場合、項目 1 「不審者からの校内侵入」か項目 40 「登下校中の事件・事故 (交通事故、不審者被害など)」との判別がつかないため、項目 1 と 40 の両方に、重み 1/2 で集計した。その他の特定できない回答は、項目 5 と 6、項目 8 と 9、項目 12 と 13 と 14、項目 18 と 19、項目 21 と 22 の一部にあり、同じ重み付で計算した (但し、項目 12,13,14 は 3 分割につき、重み 1/3 で計算した)。

項目	解決困難度	(発生頻度)
1)不審者の校内侵入	18.0	150
2)外部の者による物品盗難	0.0	104
3)外部の者による器物破損	5.0	343
4)感染症の発生	6.0	486
5)学校給食による食中毒	2.5	4
6)学校給食への異物混入	1.5	227
7)学校火災	1.0	17
8)自然災害(地震など)	4.0	96
9)自然災害(台風、暴風雨、洪水など)	4.0	247
10)施設・設備の爆破(予告を含む)	4.0	2
11)修学旅行関連(旅行先の事件、疫病、天災、旅行中の交通障害など含む)	0.0	21
12)保護者等からの苦情(学校指導や授業などの日常的な指導に対して)	32.0	2387
13)保護者等からの苦情(事件・事故の被害を受けた子どもへの対応に対して)	21.0	832
14)保護者等からの苦情(問題行動等を起こした子どもの指導に対して)	21.7	1296
15)地域住民からの苦情(学校施設や登下校中の子どもに対して)	17.0	1738
16)外部からの苦情・告発(教職員の個人的な問題に対して)	5.0	263
17)外部の人による威力業務妨害等	5.0	50
18)授業中の事故(体育、理科実験など)	4.0	1242
19)授業中の事故(特別支援教育に関連して)	3.0	164
20)特別活動中の事故(体育祭、文化祭などの校内行事)	0.0	242
21)特別活動中の事故(校外学習、修学旅行などの校外行事)	0.5	140
22)部活動中の事故(対外試合への引率を含む)	1.5	707
23)直接指導していない時の事故(休み時間や放課後等)	4.0	1781
24)子どもによる暴力行為(対教師、子ども間)	4.0	1128
25)人権侵害事象(いじめ事象を含む)	45.0	609
26)インターネットを通じた人権侵害、トラブル	48.0	320
27)出会い系サイトなどを通じた事故	6.0	43
28)校内での盗難(教室、職員室、部室など)	5.0	570
29)教職員、部活動指導者等による体罰事件	9.0	62
30)金銭事故(業者、給食費などの学校徴収金など)	3.0	71
31)個人情報等の漏洩(自宅コンピュータからの情報流出、電磁媒体の紛失を含む)	12.0	29
32)施設・設備の老朽化等による事故(整備・保守不良を含む)	5.0	205
33)校内組織内の不調・破綻(校長と教員の意思疎通、情報伝達)	4.0	124
34)学校と教育委員会との連携の不調	1.0	60
35)事件・事故に関連した報道・マスコミ対応	11.0	71
36)犯罪行為(わいせつ事件を含む)	11.0	35
37)交通事故(加害、被害、飲酒運転を含む)	9.0	171
38)セクシャルハラスメント事件(教師間、子ども、PTAなど)	25.0	24
39)無断欠勤、失踪等	3.0	15
40)登下校中の事件・事故(交通事故、不審者被害など)	27.0	636
41)休業中、長期休業中等の子どもの事件・事故	8.0	245
42)子どもの自殺(予告、未遂を含む)	25.0	44
43)子どもの無断外泊、家出等の問題行動	11.0	599
44)児童虐待	71.0	352
45)薬物乱用	20.0	7

表 5 リスクの解決困難度と発生頻度 (年間)

続いて、表 5 のリスクの解決困難度と発生頻度 (年間) を用いて、散布図(図 6) を作成し、グループ分けを行った。

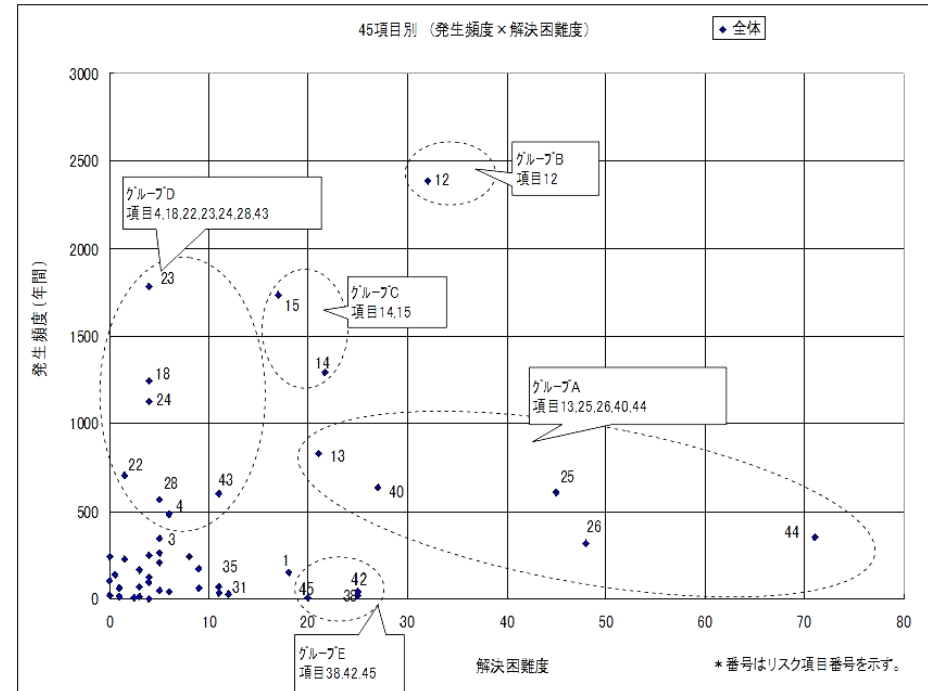


図 6 解決困難度と発生頻度 (年間) の散布図

グループ分けの考え方を以下のように行った。

1. 発生頻度よりも解決困難度の高い方が、リスク度が高いと仮定し、解決困難度を優先してグループ分けを行う (例えば項目 23, 18, 24 など、発生頻度が高くて、解決困難度が低いものもあるため)
2. 値の多い項目から順に、グループ分けを検討する
3. (解決困難度÷発生頻度)の比率を参照し、中心グループを検討するを骨子として、現場経験を加味した総合的な判断を行った。

その結果、特徴的に A,B,C,D,E の 5 つのグループに分けられた (表 6)。

グループ	リスク項目
グループ A	13) 保護者等からの苦情 (事件・事故の被害を受けた子どもへの対応に対して) 25) 人権侵害事象 (いじめ事象を含む) 26) インターネットを通じた人権侵害、トラブル 40) 登下校中の事件・事故 (交通事故、不審者被害など) 44) 児童虐待
グループ B	12) 保護者等からの苦情 (学校指導や授業などの日常的な指導に対して)
グループ C	14) 保護者等からの苦情 (問題行動等を起こした子どもの指導に対して) 15) 地域住民からの苦情 (学校施設や登下校中の子どもに対して)
グループ D	4) 感染症の発生 18) 授業中の事故 (体育、理科実験など) 22) 部活動中の事故 (対外試合への引率を含む) 23) 直接指導していない時の事故 (休み時間や放課後等) 24) 子どもによる暴力行為 (対教師、子ども間) 28) 校内での盗難 (教室、職員室、部室など) 43) 子どもの無断外泊、家出等の問題行動
グループ E	38) セクシャルハラスメント事件 (教師間、子ども、PTA など) 42) 子どもの自殺 (予告、未遂を含む) 45) 薬物乱用

表 6 グループ別のリスク項目 (重要度評価)

3. eラーニング教材開発

本取り組みは、学校組織のリスクマネジメント力を高めるための教員養成・研修プログラムの教材の1つとして、eラーニング教材の開発を行うものである。インターネットの活用により、学習者の場所や時間の制約条件を緩和するほか、講義型の学習とは異なる学習効果を図るものである。

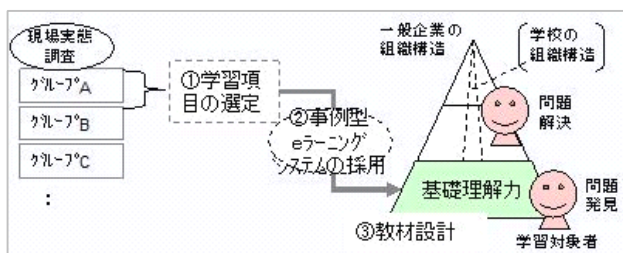


図 5 eラーニング教材開発の位置づけ

- ①重要度の高いグループ A を中心に学習項目を選定
- ②企業で実績のある事例型 eラーニングシステムを採用
- ③全学習対象者を対象に、基礎理解の自己啓発用として教材設計

学習目標	リスクマネジメントの重要性を理解し、リスクの事前防止に取り組むことができる。また、リスク発生時、問題を最小限に抑えるための適切な対応ができる。
学習対象者	公立/私立小中高特別支援学校の教職員 および教員をめざす教育大学の在学学生
前提知識・経験	学校で問題が各種発生していることは把握しているが、学校全体としてどのような問題が発生しているのかの把握ができていない。また、危機対応方法や問題の未然防止策について熟知していない

表 7 学習目標と学習対象者

3.1...教材 (事例) の選定

前述のとおり、重要度の高いグループ A (表 6 参照) を中心に、教材の選定を行うことにしたが、課題が発生した。教育現場では、状況に応じた臨機応変な対応が望まれるため、指針となる題材の選定が難しいことである。

そこで、明確な正解のない教育現場に適した教材を作成するため、学校に関連する裁判所の判例を教材の題材とした。

裁判所の判例は、裁判所が運営するウェブサイト (<http://www.courts.go.jp>)² から、平成元年以降の学校に関連する判例を検索し、今回の事例型教材に使用する題材として以下の判例を選出した。

- ・ 札幌高等裁判所 平成 18(ネ)362 ⇒リスク項目 13) 保護者等からの苦情
- ・ 東京高等裁判所 平成 17(ネ)5173 ⇒リスク項目 25) 人権侵害事象
- ・ 大阪地方裁判所 平成 19(ワ)6473^{*1} ⇒リスク項目 26) インターネットを通じた人権侵害、トラブル

^{*1} : 高等裁判事例には該当するものがなかったため、地方裁判所から選出した。

なお、表 6 の重要度評価において、グループ A にあるリスク項目 40「登下校中の事件・事故」とリスク項目 44「児童虐待」は、学校が関与する該当判例が見つからなかったため、今回は題材として選定していない。

3.2...設計

本稿では、教材構成の中で特徴的な「概要」と「ケーススタディ」について述べる。
<概要>

概要は、学習者に学校現場で発生するリスクについて“気づき”を促すための基礎レベルの学習である。基礎知識を体系的に学び、次の学習であるケーススタディへとつなげることを目的とする。学習項目を表8のように構成した。

題名	タスク	スキル
1章 学校におけるリスクの把握	学校で発生する可能性があるリスクを予知し、問題が発生しないよう問題の防止や予防ができるよう心がけることができる。	1-1 学校にはどのようなリスクがあるのかを取り上げることができる。(リスクの種類)
		1-1-1 学校の位置づけについて説明できる。
		1-1-2 リスクとは何かを説明できる。(リスクの定義)
		1-2 リスクマネジメントとは何かを説明できる。(リスクマネジメントの定義)
2章 問題発生時のコミュニケーション	保護者と円滑にコミュニケーションを行い、コミュニケーションギャップによる問題発生や問題の拡大化をなくすことができる。	2-1 保護者とのコミュニケーションギャップを防ぐためのコミュニケーションの基本ルールについて説明ができる。(カウンセリング理論)
		2-2 保護者からの苦情・要望に対する対応ポイントについて説明ができる。(保護者対応・クレーム対応)
		2-3 保護者からの相談に対する対応ポイントについて説明ができる。(保護者対応・クレーム対応)
		2-4 指導を必要とする子どもの保護者に対する対応ポイントについて説明ができる。(保護者対応・クレーム対応)
3章 知っておくと便利な法律の基礎	問題発生時、どのような状況において法律が必要となるのかの判断ができる。	3-1 リスクマネジメントと法律の関係についてを説明できる。(リスクと法律の関係性)
		3-2 リスクマネジメントに関係する最低知っておく必要のある法律を取り上げることができる。(法律の種類)
		3-3 発生したリスクとそれに関係する法律とを関連づけることができる。(関連付け)

表 8 学習項目の構成 (概要)

第1章の内容は、はじめに、学校が果たすべき役割と学校を取り巻く環境について理解するものである。また、学校現場で発生するリスクを、テキストとイラストを用いて視覚的に表現した。これは、学習者の経験とリスクとの関連付けを持たせ、何がリスクであるかを認知させる狙いであり、学習者の経験に基づいた学びを生み出すことにより、短期記憶ではなく長期記憶に結びを図るものである。

第2章第2章の内容は、保護者とのコミュニケーション方法について学習するものである。ここでは、大阪府教育センター教育相談室作成「保護者とのかわりハンドブック」をもとに、保護者とのコミュニケーションにおいて注意すべきポイントを例示した。イラストには、噴出しを設け、ポイントとなるキーワードを記載し、強調性を持たせた。

第3章の内容は、学校に関わりの深い法律について学習するものである。学校現場と関わりのある法律を厳選し、難しい印象を持ちやすい法律を、できるだけ日常生活に近い簡単な言葉で解説することに注意を払って設計した。法律という一見遠い存在

のものが、実際の学校現場の問題と関連付けることにより、身近に感じる狙いである。さらに、法律の理解が学校現場にて有効となるという認識へのつながりを目指す。なお、ここで学習した知識は、次のケーススタディの前提知識へとつながる。

概要のテンプレートは、イラスト、音声ナレーション、ナレーション文字から構成される。学習のポイントにはイラストを用いて、重要ポイントに注意を引かせている。学習者のペースに合わせて次ページに進む方法と、音声ナレーションを聞きながら学習する方法とを自由に選ぶことができる。学習者によって学習速度が調整できること、学習内容を再確認できるようにナレーション文字を表示するしくみがあること、音声ナレーションによるモチベーション維持を促進していることなどが特徴である。

概要の画面サンプルを図6に示す。



図 6 画面サンプル (概要)

＜ケーススタディ＞

ケーススタディは、学校が関係する裁判所の判例を題材とした事例を使い、できるだけ実践型の学習を狙うものである。

しかし、大阪府内の関係者らのヒアリングから、判例は実際に起きた事例であり学校現場にとって有効な情報であるとの肯定的意見もあったが、一方で、判例の争点は条件によって結果が異なる場合が考えられ、現場が誤解しやすいとの課題も挙げられた。

そこで、学習内容は判決そのものではなく判決に至る過程を題材とし、判決結果そのものは「解説」文中に掲載することにした。

ここで、留意すべきことは、「裁判(判例)」になるということは現場にとって最悪の結果であり、現場とのギャップがあることである。そのギャップを緩和するために、判例及び法的視点の導入にはクッションを入れる必要がある。そこで、より現場視点となるよう、初期対応、問題解決、第三者対応といった時系列順に事例問題を構成した。さらに、各問題の解説文をまず教育的視点から始めることとし、法的視点はその

次に入れるような工夫をした。

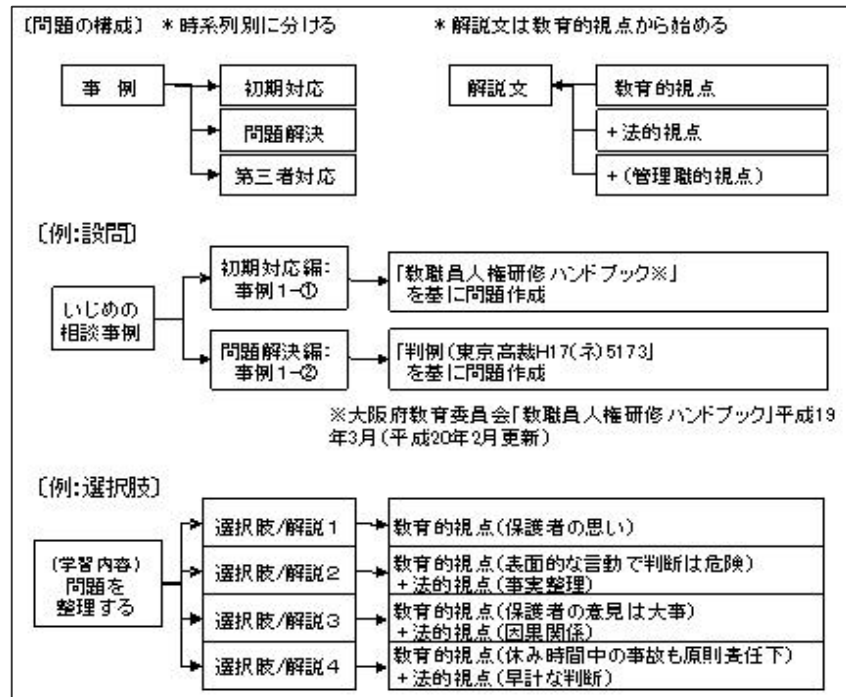


図 7 判例導入の工夫 (現場とのギャップを埋める工夫)

ケーススタディのテンプレートでは、音声はなく、テキスト文と挿絵を使い、学習者自身のペースで学習を進めることができ、①事例シーン、②選択肢の表示、③解説で構成される。ケーススタディの画面サンプルを図 8 に示す。

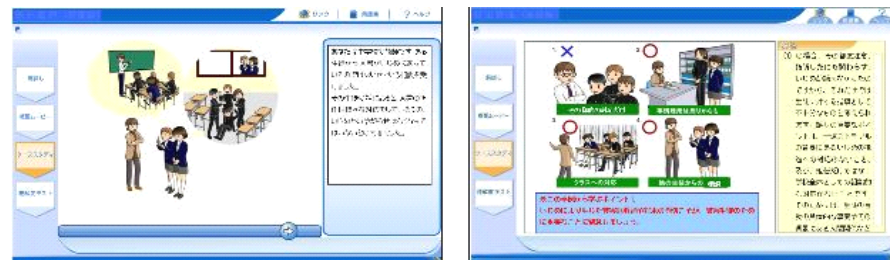


図 8 画面サンプル (ケーススタディ)

なお、題材に使用した判例の判決文は、PDF ファイルのリンク設定を行い、本文を確認できるようにした。

以上のような流れから、ケーススタディとして 5 事例を設計した。

4. おわりに

今回、学校現場の視点からのリスク状況の把握ができ、その結果から重要度の高いリスク項目に関して、危機対応に関する基礎理解の自己啓発用として e ラーニング教材の開発に成功した。しかし、学校組織のリスクマネジメントシステムの構築という観点からみると、その第一歩であり、学習の土台ができたにすぎない。

今後の課題として、e ラーニング教材の現場への普及とその活用に着目している。そのために、使い方提案といった、現場でより実践的な内容への充実化検討や、教員個人の力量のみに依存しないようなシステム作りに向けて、現実的なしなやかな検証が必要である。

参考文献

- 1) 平成 19 年度文部科学省採択専門職大学院等教育推進プログラム「学校組織の危機対応教育プログラムの開発」報告書 (平成 20 年度、大阪教育大学)
- 2) 裁判所が運営するウェブサイト, <http://www.courts.go.jp>